

令和8年4月28日 政策企画部政策企画課

1 次期総合計画策定の目的等

(1) 目的

総合計画は、地方自治体における行政運営上の最も上位に位置付けられる計画であり、当該自治体がめざすべき将来像や計画期間において取り組む施策・事業を示すことで、住民や事業者、行政が行動するための基本的指針となるものです。

(2) 策定根拠

本市においては、市の自治の基本理念及び基本原則を定めた奥州市自治基本条例（平成21年市条例第1号）において、総合計画の策定について定めています。

なお、平成23年の地方自治法改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想の策定及び策定にあたり議会の議決を経るかどうかは、自治体の判断に委ねられることとなっています。

■奥州市自治基本条例（抜粋）

（総合計画）

第27条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を、本市における自治の基本理念にのっとり策定するものとする。

2 策定の手順

R7年度

R8年度



※フェーズの区切りで総合計画審議会を開催するほか、市議会にも説明

WG会議
市民WS開催

意見集約・反映

意見集約・反映

総計審、議会への説明

3 これまでの経過

(1) 会議等

R7.5月	総合計画審議会①（外部委員） 職員研修会
.6月	市議会市政調査会
.7月	総合計画策定委員会①（庁内委員） 総合計画審議会②（外部委員）
.8月	総合計画審議会③（外部委員） 議会全員協議会①
.9月	総合計画策定委員会②（庁内委員） 総合計画審議会④（外部委員）
.10月	議会全員協議会② 庁議（次期総合計画策定方針決定）

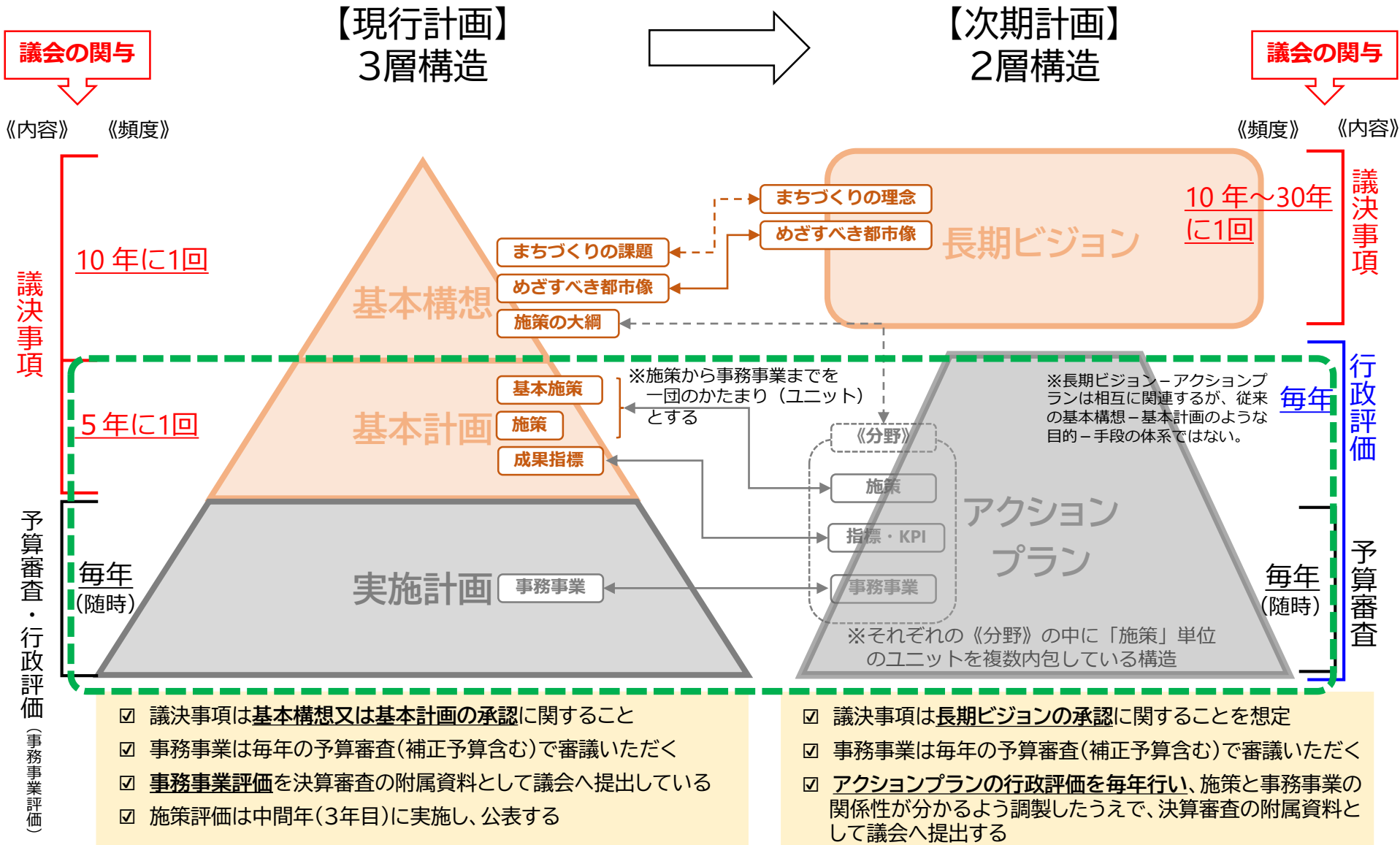
(2) 市民アンケート

対象	満18歳以上の男女3,000人
実施期間	R7.9.17～10.17
有効回収数	1,237件（郵送800件、WEB回答437件）
回収率	41.2%（参考：R3回収率42.3%）

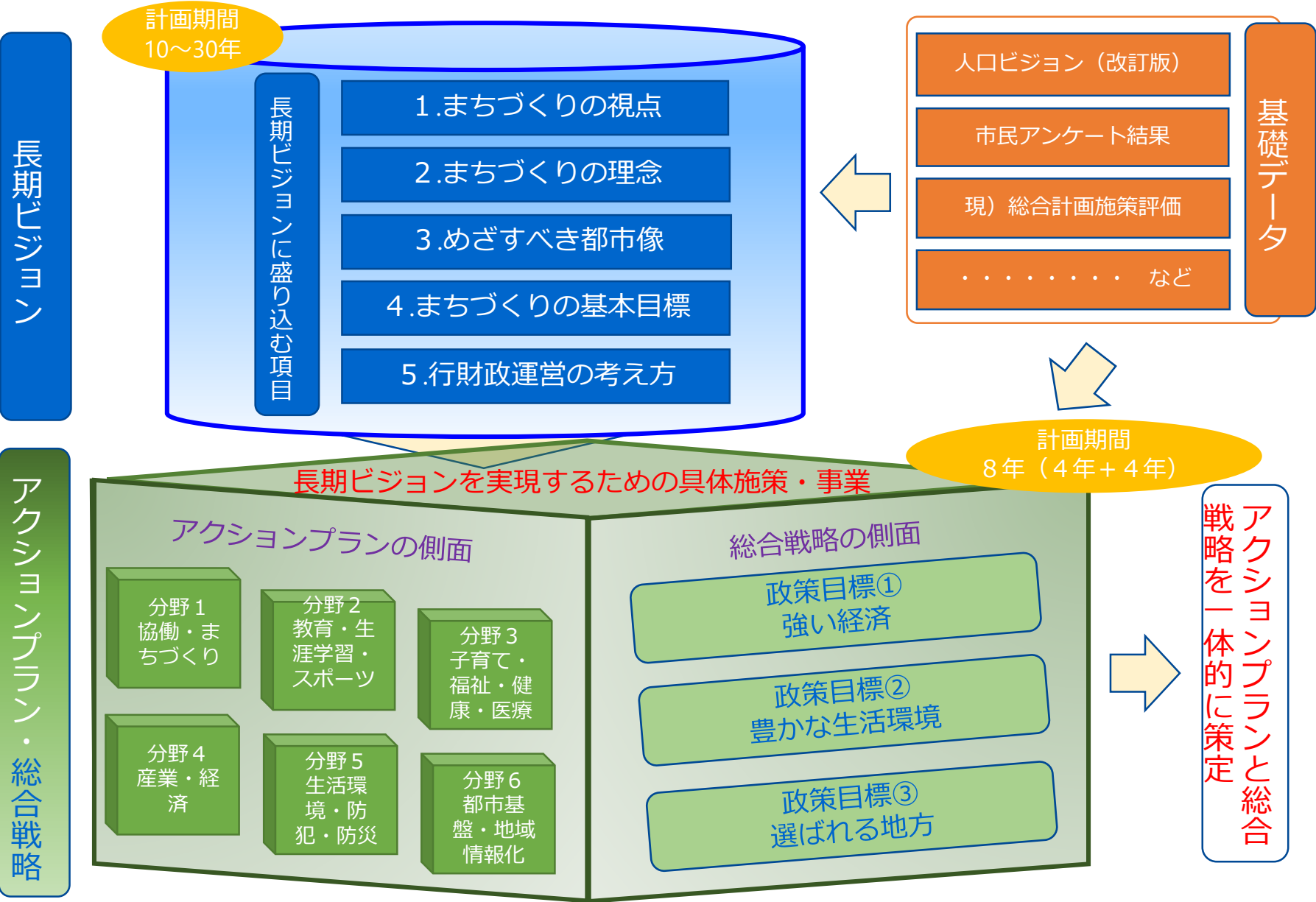
(3) 現行計画の総括

R7.11月～R8.2月 施策評価（中間年）の実施

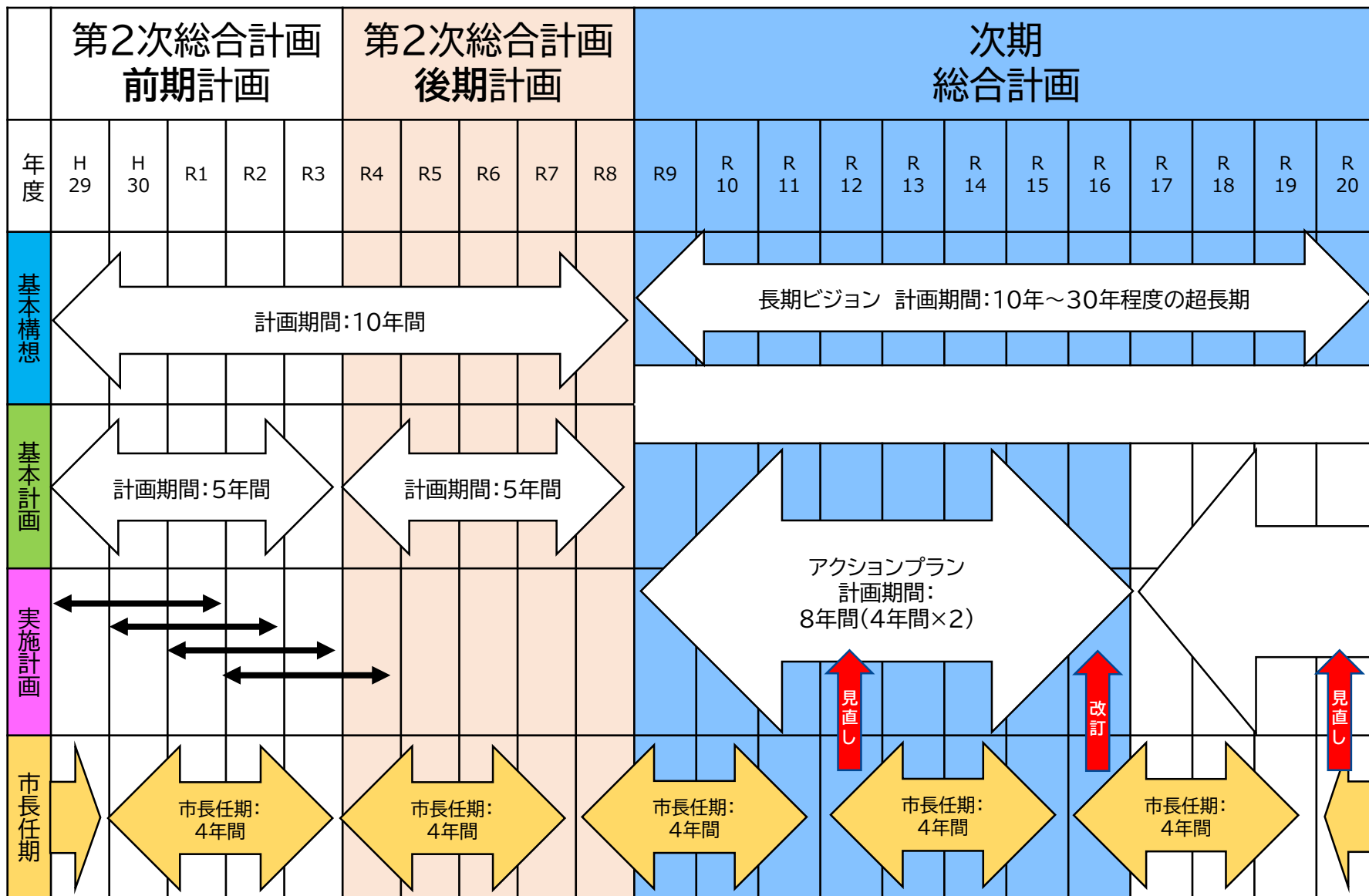
4 現行・次期計画の比較イメージ図



次期総合計画全体像イメージ



5 計画期間と市長任期の関係性イメージ



1 長期ビジョンの役割

長期ビジョンは、市がまちづくりを進めるうえで目指す都市像や政策推進の考え方等を示す長期構想として策定します。

計画期間は、令和9年度(2027年度)を始期として10～30年間としますが、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要があると認める場合はビジョンの見直しを行うことも可能とします。

2 SDGsとの関わり

市では、世界的な取組であるSDGsの理念を踏まえ、市民がひとつになってSDGsに資する取組を推進していけるよう令和2年に「奥州市版SDGs」を作成しました。

次期総合計画に関しても、引き続きSDGsの視点を踏まえた施策を推進するとともに、市民、地域、事業者等によるSDGsを推進する取組との連携・支援を行うことで、SDGsの目標達成に貢献する旨を長期ビジョンに明記することとします。



3 長期ビジョンの骨子（案）

(1) まちづくりの視点

- ・人口減少と人口構造の変化
- ・脱炭素社会への移行
- ・AIをはじめとするデジタル技術の進歩
- ・激甚化する風水害、発生を予測できない震災等への備え
- ・共生社会の形成

などの市を取り巻く社会情勢を踏まえつつ、どのような視点(方向性)でまちづくりを進めるのかを示す。

(2) まちづくりの理念

まちづくりを進めるうえで市民が共有する行動指針

(3) めざすべき都市像

市民・事業者・行政が共有する、施策の方向性、分野別計画の「拠り所」

(4) まちづくりの基本目標

普遍的な目標を3つ程度設定

例) すべての市民や関係者が生き生きと輝いている
すべての地域が資源を磨き、安全・安心な暮らしと営みが展開している など

(5) 行財政運営の考え方

限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を最大限活用し、持続可能な行政サービスの維持向上を目指すための考え方について示す。

1 アクションプランの役割

アクションプランは、政策分野や組織横断的に取り組む重点プロジェクトを推進するための施策の体系を示すとともに、それぞれの施策の目標を達成するための手段である具体的な事務事業の内容や実施年度を明らかにするために策定します。

アクションプラン自体の計画期間は、首長任期に合わせて4年×2期＝8年間とし、首長任期が満了する4年目終了時点で見直しの可否を判断するほか、事務事業については、毎年度、評価を行ったうえで、3年を単位にローリングを行い、上位施策の目標達成に効果的な事務事業の実施を図ることとします。

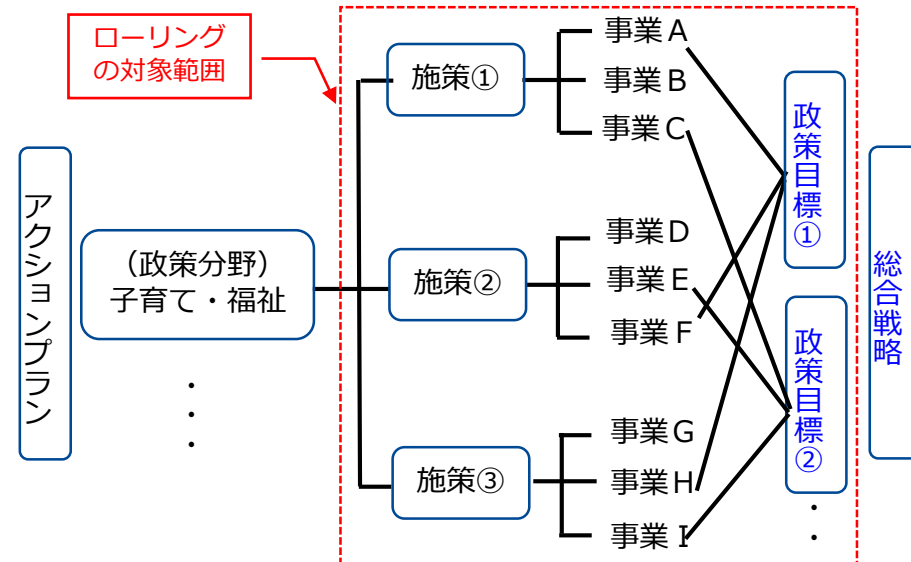
2 総合戦略との関わり

まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略（以下「総合戦略」）の取組は、複数分野に跨る横断的取組が多いですが、人口減少・少子高齢化社会への対応をはじめ、総合計画に示す施策の体系に基づく取組と共通の事務事業・指標を有していることから、次期総合計画策定に当たっては、総合計画と総合戦略を一体化することで、より効果的・効率的な両計画の推進・進捗管理を図ります。

【一体化のメリット】

- (1) 政策分野ごとの取組と総合戦略の分野横断的な取組の両方を位置付けることで、市民に分かりやすい計画となります。
- (2) アクションプラン、総合戦略の進行管理や評価・検証を一体的に行うことで、事務の効率化を図ります。

3 アクションプランの構成（案）



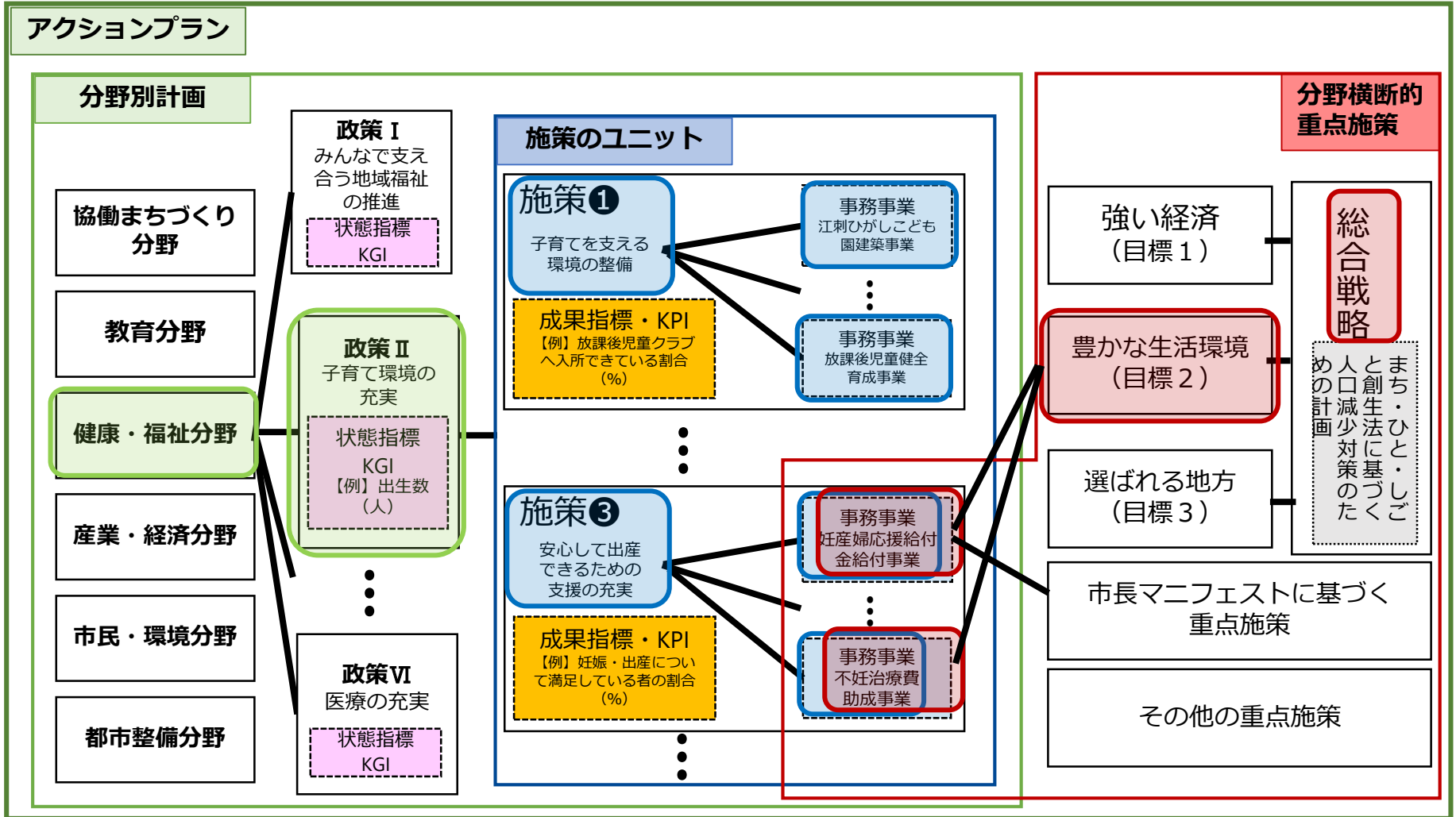
4 アクションプランの進行管理

アクションプランに位置付けた取組の進捗管理に当たっては、本市の行政評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させ、取組の成果の評価結果を市民と共有し、目指す将来都市像に向けた取組を着実に推進していきます。



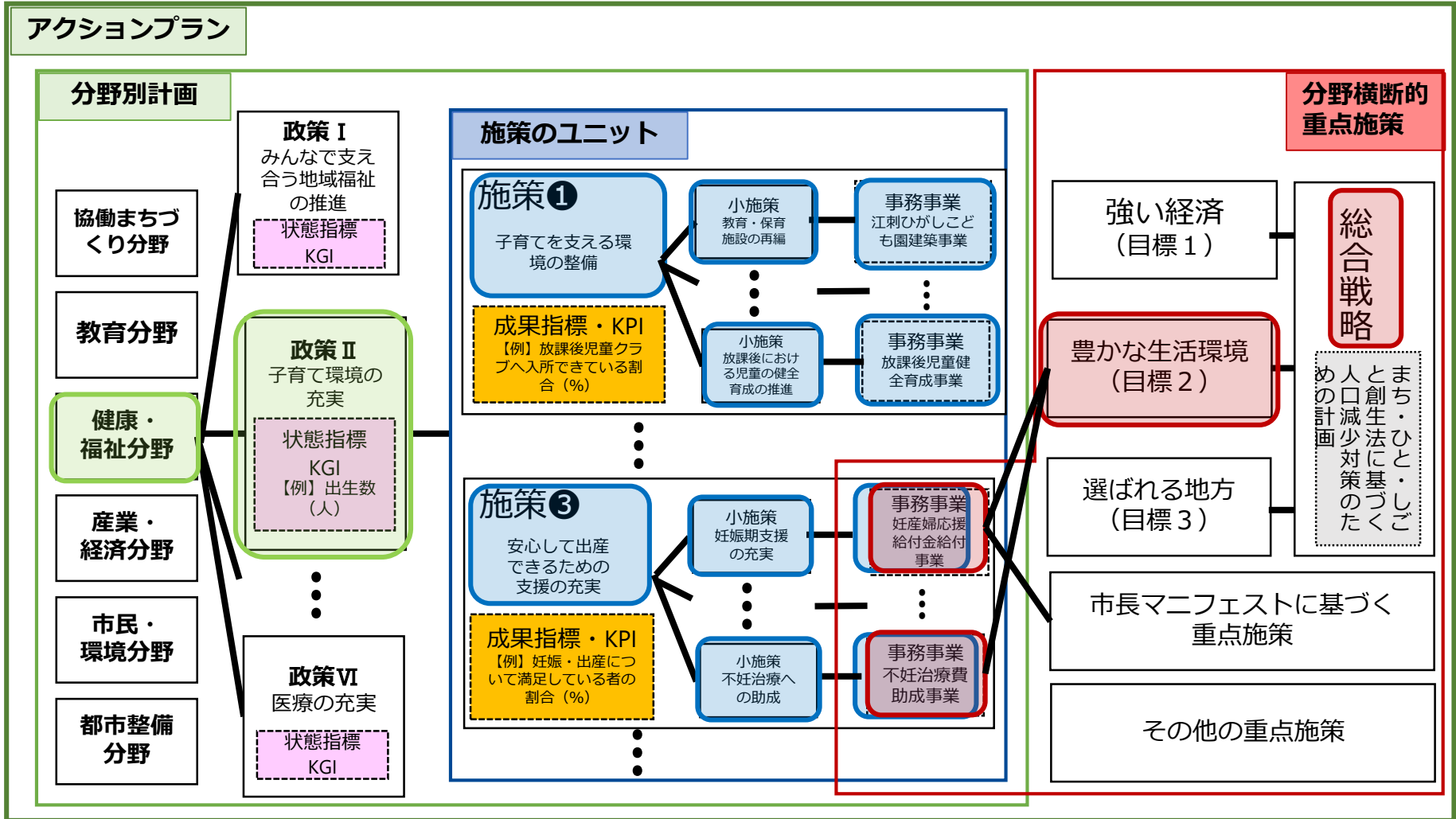
アクションプラン骨子（案）

案①



アクションプラン骨子（案）

案②



【参考】現行計画の構成

